

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和4年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 264,669 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,836,829 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源		
			地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
	千円	千円	千円	
社会福祉	障害者福祉事業	839,584	193,254	33,357
	高齢者福祉事業	152,394	107,718	18,593
	児童・母子福祉事業	676,565	292,713	50,524
	その他事業	32,818	28,741	4,961
	小計	1,701,361	622,426	107,435
社会保険	介護保険事業	350,461	314,761	54,330
	国民健康保険事業	201,535	111,440	19,235
	小計	551,996	426,201	73,565
保健衛生	医療対策事業	501,103	407,090	70,266
	疾病予防対策事業	67,374	66,173	11,422
	健康増進対策事業	14,995	11,479	1,981
	小計	583,472	484,742	83,669
合計	2,836,829	1,533,369	264,669	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。